

## 限度額適用認定証について

医療機関窓口で「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示をすることによって、同一医療機関等（入院・外来・歯科別）で同一月に支払う医療費の一部負担金（保険診療分）が、高額療養費の自己負担限度額までの支払いで済みます。

国民健康保険に加入している方につきましては、下記のとおり申請手続きを行い、認定証の交付を受けてください。（限度額適用認定証は交付申請をした月の初日から有効です。）

また、有効期限は毎年7月31日までとなり、更新手続きは8月1日より受付開始となります。

※ 低所得者Ⅱの方で、認定証を受けた後の合計入院日数が90日を超えた場合、申請することで食事代が減額されます。入院期間のわかるもの（領収書など）・保険証をご用意の上申請してください。

### 【自己負担限度額】70歳以上75歳未満（※平成30年8月改正）

市県民税 課税区分	区分		自己負担限度額		多数該当の 自己負担限度額	認定証の種類
課税	現役並 み所得 者	Ⅲ ※1	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%		140,100円	認定証は必要なし
		Ⅱ ※2	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%		93,000円	限度額適用認定証
		Ⅰ ※3	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%		44,400円	
	一般	外 来	入 院	なし		認定証は必要なし
	18,000円	57,600円				
非課税	低所得 者	Ⅱ ※4	8,000円		なし	限度額適用・標準 負担額減額認定証
		Ⅰ ※5				
			24,600円	15,000円		

※1 課税所得690万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯

※2 課税所得380万円以上690万円未満の70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯

※3 課税所得145万円以上380万円未満の70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯

※4 同一世帯の世帯主と国保被保険者が市県民税非課税世帯の方

※5 同一世帯の世帯主と国保被保険者が市県民税非課税世帯で、かつ各種収入等から必要経費・控除（年金所得の場合の控除額は80万円）を差し引いた所得が0円となる世帯の方

なお、70歳以上75歳未満の現役並みⅢ及び一般世帯の場合は、被保険者証兼高齢受給者証が限度額適用認定証の役割を兼ねているため、あらためて限度額適用認定証の交付申請は必要ありません。現役並みⅠ・Ⅱの世帯は「限度額適用認定証」を、市県民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請により交付します。

### 【手続きに必要なもの】

国民健康保険被保険者証・世帯主の印鑑（ゴム印でないもの）・個人番号カード（通知カード）

※転入された方は、前住所地の課税・非課税証明書が必要になる場合があります。

### 【手続き窓口】

宇都宮市役所保険年金課A-13番窓口または  
各地区市民センター・各出張所

### 【お問い合わせ先】

保険年金課 国保給付グループ

TEL 028-632-2317